



業種別ガイドラインチェックシート － 浴場業（公衆浴場） －

《令和2年12月23日改訂》

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「✓」を記入してください。

1. 施設管理者が講ずるべき具体的な対策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や利用客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討している			
2) 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価している			
3) 高頻度接触部位（番台（フロント）、レジ、ドアノブ、手すり、券売機（タッチパネル）、下足札、現金、自動販売機、椅子、ロッカー、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台、ヘアドライヤー、風呂桶、風呂用椅子、シャワーヘッド等）には特に注意している			
4) 施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価している			

2. 施設内の各所における対応策

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 人との接触を避け、対人距離を確保している（1 m 以上確保するように努めている）			
2) 感染防止のため可能な限り利用客の整理を行っている（密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の入場制限を含む）			
3) 入口及び施設内のアルコール擦式等の手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行をしている			
4) マスクの着用を周知している（従業員及び利用客は入浴時以外）			
5) マスクを持参していない客には、マスクの配布もしくは販売をしている			
6) 大声を出さないように呼びかけている			
7) 施設内の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目について取り組んでいる ① 機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて換気設備のフィルターの清掃等を行うこと			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
② 機械換気が無い場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること			
③ 換気状況については、例えば、CO2センサーの使用等により、把握に努めること			
④ 窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること			
8) 施設の定期的な清掃をしている			
9) 高頻度接触部位の消毒をしている			
10) 利用客が共用する物品（雑誌・新聞等）や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしている			
11) 人と人が対面するフロント等は、アクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽などの工夫をしている			
12) アクリル板・透明ビニールカーテン等を設置した場合は定期的に清掃消毒をしている			
13) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示している			

(2) 症状のある方の入場制限

項 目	実践している	実践していない	該当しない
14) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、過去14日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある人に対して、入場しないように呼びかけている			
15) 状況によって、発熱者を体温計などで特定し入場を制限するようにしている			
16) 対人距離（1m以上確保するように努める）を確保できるよう入場人数の制限を行っている			

(3) トイレ

項 目	実践している	実践していない	該当しない
17) 便器内は、通常の清掃をしている			
18) 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃消毒を行っている			
19) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している			
20) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示している			
21) ペーパータオルを設置している			
22) ハンドドライヤーは止め、タオルの共有は禁止している			

(4) 脱衣室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
23) 対面での会話を控えるよう利用客に注意を促している			
24) 対人距離を確保するよう利用客に注意を促している（1m以上確保するように努めている）			
25) 適切に換気している			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
26) 共有する物品（ロッカー、脱衣箱、ヘアドライヤー等）は、定期的に清掃消毒している			
27) 入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをするよう促している			
28) 化粧品・ブラシ等は持参するよう周知している			

(5) 浴室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
29) 洗い場、浴槽内における対人距離（1m 以上確保するように努める）の確保を促している			
30) 洗い場、浴槽内における会話を控えるよう促している			
31) 風呂桶など共有する物品は使用後に流水で水洗いするよう促している			
32) 適切に換気している			

(6) サウナ室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
33) 一度の利用人数や時間に制限を設けるなど密にならないようにしている			
34) 会話を控えるよう促している			
35) 対人距離を確保するよう利用客に注意を促している（1m 以上確保するように努めている）			
36) 室内で共用使用するタオルやマットなどの使用を中止し、利用者又は施設において別途用意した清潔なタオル等を利用するよう促している			
37) 上記 33) ～ 36) の管理が難しい場合には、サウナはしばらくの間中止することを検討している			
38) 適切に換気している			

(7) 従業員又は利用客の休憩スペース

項 目	実践している	実践していない	該当しない
39) 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにしている			
40) 対人距離を確保している（1m 以上確保するように努めている）			
41) 常時換気することに努めている			
42) 共有する物品（マッサージ機器、いす等）は、定期的に清掃消毒している			
43) 従業員が出入りする際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

(8) ゴミの廃棄

項 目	実践している	実践していない	該当しない
44) 鼻水、唾液などが付いたと思われるゴミは、ビニール袋に入れ密閉して縛り、回収している			
45) ゴミを回収する従業員は、マスクや手袋を着用している			
46) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

(9) 清掃・消毒

項 目	実践している	実践していない	該当しない
47) 「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知) 等を参考に通常の清掃及び消毒を行っている			
48) 休止後の再開時はレジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に消毒した後営業開始、再開するよう注意している			
49) 通常の清掃とは別に、不特定多数が触れる環境表面を、頻回に清拭消毒している			
50) 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃をしている			
51) 複数の人の手が触れる場所を適宜清掃消毒している			
52) 口が触れるようなもの(コップなど)は、できる限り置かないようにしている			
53) コップなどを置く場合は適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図っている			

(10) その他

項 目	実践している	実践していない	該当しない
54) 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を心がけている			
55) 地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしている			
56) 感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することを検討している			

3. 従業員の感染管理

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			
2) マスク着用等の咳エチケットの周知を行っている			
3) 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができるフェイスガード、ゴーグル等を着用している			
4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している			
6) 出勤前の体温測定を従業員に求めている			
7) 従業員は、風邪症状や発熱がある場合や、過去 14 日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、管理者等に必ず報告し、管理者等は従業員に出勤しないことを求めている			
8) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを周知徹底している			
9) これらの報告を受ける担当者及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知を行っている			
10) 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知を行っている			
11) 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知している			

集計：それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1. 施設管理者が講ずるべき具体的な対策			
2. 施設内の各所における対応策			
3. 従業員の感染管理			
合 計	①	②	③

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目数

71 項目 - ③の数 (該当しないの数) = A

2. あなたのお店の達成状況

①の数 ÷ A の数 × 100 =

%

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

% です